

公示番号： 190050

国 名：ラオス

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：サバナケット県における参加型農業振興プロジェクト（メタファシリテーション技術）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：メタファシリテーション技術
- (2) 格 付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年5月下旬から2019年12月上旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.60M/M、現地 0.93MM、合計 1.53MM
- (3) 業務日数：

第1次：国内準備 3日、現地業務 14日、国内整理 3日

第2次：国内準備 3日、現地業務 14日、国内整理 3日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。

現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月10日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年4月23日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 10点

- (2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|-------------------|-----------|
| ①類似業務の経験 | 30 点 |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 24 点 |
| ③語学力 | 8 点 |
| ④その他学位、資格等 | 12 点 |
| | (計 100 点) |

類似業務	メタファシリテーション技術指導に係る各種業務
対象国／類似地域	ラオス／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ラオス国サバナケット県では、先行案件「南部メコン川沿岸地域参加型灌漑農業振興プロジェクト (PIAD)」を実施し、①参加型による農家の水路整備及び維持管理、②農作物の栽培技術指導、③農家組織の強化を行い、これらの活動要素を「PIAD モデル」として確立した。

このモデルを発展的かつ持続的に実施するためには、地方行政である県が主導して①関係部局の連携強化、②活動予算の確保、③PIAD モデルの実践力強化、④高付加価値型農産物生産に向けた行政サービス強化、に取り組むことが必要である。右の実現を目的に、「サバナケット県における参加型農業振興プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）を 2017 年 6 月より実施している。

「PIAD モデル」の実践力強化や高付加価値型農産物生産に向けた行政サービスの強化については、県農林局 (PAFO)、郡農林事務所 (DAFO) の行政職員が、農家の農業経営等に関する課題を農家と共に把握しながら、農家自身が自ら改善点を分析し、自主的に行動を起こしていく内発的行動変容を促すことが重要である。そのため、行政職員には農家の気づきを促し、行動変容につなげるために適切なファシリテーション能力を有していることが求められている。しかし現状では、行政職員はこの能力が不十分であり、かつ、それらに関する知識や重要性の理解に欠けている。

本プロジェクトでは、行政職員がこの能力強化を身につけるために、メタファシリテーション技術を体系的に習得させ、基礎を築く必要性に鑑み 2017 年 11 月及び 2018 年 7 月にメタファシリテーションの短期専門家を派遣し、プロジェクトサイト 8 地区に指導を実施した。具体的には、第 1 回目の派遣では、専門家から行政職員に対してメタファシリテーション技術の導入部分に関する研修を行い、技術の紹介、基本的な技術を用いた実践指導を行い、第 2 回目の派遣では、メタファシリテーションの重要性やプロジェクトへの活用方法など、プロジェクトの現場における具体的な事例を基にした実践を通して、本技術に関する理解を深め、行政職員が日々の業務にメタファシリテーションを取り入れることができるよう指導した。また、本技術の使用によって現場から得られた様々な情報の分析方法も学び、メタファシリテーション技術の基本技術である事実質問手法から始めるプロジェクト活動の進め方を理解するに至った。

その結果、カウンターパートがメタファシリテーション技術の活用方法をイメージしやすくなり、日々の業務にどのように取り入れるべきか考え、第2回目派遣終了後も日々の業務の中で取り入れる努力を行っている。

しかしながら、メタファシリテーションの技術を十分に習得するには適切な指導を受け、相当程度の経験を積む必要があること、また、当プロジェクトは、対象サイトが追加されており、新たに加わったサイト4地区を担当する行政職員も本技術を習得する必要がある。

係る背景により、開発途上国でのメタファシリテーションの実践経験が豊富で、メタファシリテーションの指導者育成の経験のある専門家の派遣により、適切なモニタリング指導、ブラッシュアップ研修及び指導者育成のTOTの実施を行う計画についてプロジェクト関係者間で合意されている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、日本人長期専門家チームと協議・調整しつつ、担当分野に係る以下の活動を行う。

本業務では、サバナケット県農林局農業普及協同組合課をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、直接農家を支援・指導する郡農林事務所（DAFO）職員、及び DAFO 職員に技術的支援を行う県農林局（PAFO）職員に対し、メタファシリテーション能力向上のための技術向上を目的とした、現場での直接指導および指導者育成の研修（TOT 研修）を現地で実施する。

メタファシリテーションは、これまでの行政の業務習慣を変え、意識変化を促す技術であり、継続的に技術の習得をサポートすることが必要である。そのため、第1次派遣では2018年7月派遣時の研修受講者（約25名）を対象に本技術の現状確認と各受講者の習得レベルに応じた現場指導を行うとともに、新規サイト担当 DAFO 職員（約8名）に対しては、新たにメタファシリテーション研修を行う。第2次派遣では、現場指導の継続及び第1次派遣で確認した現状を踏まえブラッシュアップ研修及びTOT研修（2～3名程度を選抜）を実施する。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2019年5月下旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ラオス政府作成の関連報告書等を参照し、ラオスの農村地域における農業活動や生活に関する状況について把握する。
- ② 上記①の状況を踏まえ、次のステップとして PAFO/DAFO 職員に必要と想定されるメタファシリテーション技術について、具体的な手法を習得させるための現地指導の実施方法を検討し、準備を行う。
- ③ JICA 農村開発部、ラオス事務所及び日本人長期専門家チームと連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ④ 現地業務工程表（案）を含む全体（第1次及び第2次）のワークプラン（和文・英文）を作成し JICA 農村開発部による確認ののち提出する。併せて、ラオス事務所及び日本人長期専門家チームにもデータを送付する。

（2）第1次現地業務期間（2019年5月下旬～6月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ラオス事務所、日本人長期専門家チーム及び C/P 機

- 関にワークプランを提出・説明の上、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打ち合わせる。
- ② 日本人長期専門家チームとの打合せ及び現場指導を通して、各職員のメタファシリテーション技術の現状確認を行う。
 - ③ ②を踏まえ、技術指導を実施する。
 - ④ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
 - ⑤ JICA ラオス事務所及び日本人長期専門家チームに現地業務結果報告書（英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

(3) 第1次国内整理期間（2019年6月上旬）

現地業務結果報告書（英文）をもとに、JICA 農村開発部に対して説明・確認を行う。

(4) 第2次国内準備期間（2019年11月頃）

- ① 第1次派遣での現場指導を通して得た情報から、PAFO/DAFO 職員を対象としたブラッシュアップ研修を企画する。
- ② メタファシリテーションの現地指導者育成への TOT の実施準備、及び要請プログラム案を作成する。
- ③ 第1次派遣を踏まえ、必要に応じて現地業務工程表（案）を含むワークプラン（和文・英文）を修正し JICA 農村開発部による確認ののち提出する。併せて、ラオス事務所及び日本人長期専門家チームにもデータを送付する。

(5) 第2次現地業務期間（2019年11月頃）

- ① 現地業務開始時に、JICA ラオス事務所、日本人長期専門家チーム及び C/P 機関にワークプランを提出・説明の上、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打ち合わせる。
- ② 日本人長期専門家チームとの打合せ及び現場指導を実施する。
- ③ メタファシリテーション指導者研修（TOT 研修）を実施する。
- ④ 現地業務の実施結果を基に、PAFO/DAFO 職員のファシリテーション技術向上のためのプロジェクト期間中の活動プラン及び指導者育成プランをプロジェクトに提案する。
- ⑤ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑥ JICA ラオス事務所及び日本人長期専門家チームに現地業務結果報告書（英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

(6) 帰国後整理期間（2019年11月頃）

専門家業務完了報告書（和文）を JICA 農村開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) ワークプラン（各派遣前）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体

的内容（案）などを記載。

和文 3 部：JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所、日本人長期専門家チームへ各 1 部

英文 4 部：JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所、日本人長期専門家チーム、C/P 機関へ各 1 部

(2) 現地業務結果報告書（各派遣後）

派遣終了時。提出部数は以下のとおり。

英文 4 部：JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所、日本人長期専門家チーム、C/P 機関へ各 1 部

(3) 専門家業務完了報告書

和文 3 部：JICA 農村開発部、JICA ラオス事務所、日本人長期専門家チームへ各 1 部

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本発バンコク経由ビエンチャン往復を標準とします。

(2) 直接人件費単価

本業務における直接人件費単価は、2019 年度単価を上限とします。

<https://www.jica.go.jp/announce/information/20190306.html>

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は 2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。現地派遣期間は、第 1 回目 2019 年 5 月 26 日～6 月 8 日、第 2 回目 11 月頃を予定していますが、第 2 次派遣はある程度の日程調整が可能です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・ チーフアドバイザー／地方行政（長期派遣専門家）
- ・ マーケティング／農家組織（長期派遣専門家）
- ・ 営農／農業技術（長期派遣専門家）
- ・ 業務調整／研修（長期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳備上
プロジェクト通訳
- オ) 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームと要相談。
- カ) 執務スペースの提供
サバナケット県農林局内プロジェクトオフィスにおける執務スペースが
利用できます（ネット環境完備）。

（2）参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8425）にて配布します。
 - ・2017 年及び 2018 年に派遣された短期専門家（メタファシリテーション技術）の報告書
 - ・モニタリングシート
- ②本業務に関する以下の資料が JICA のウェブサイトで公開されています。
 - ・「サバナケット県における参加型農業振興プロジェクト詳細計画策定調査報告書」（http://open.jicareport.jica.go.jp/pdf/12288643_01.pdf）
 - ・「南部メコン川沿岸地域参加型灌漑農業振興プロジェクト終了時評価調査報告書」（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12248951.pdf>）
- ③本契約に関する以下の資料を JICA 調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（4）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に

行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上